

第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

本市における福祉分野の上位計画である「宇和島市地域福祉計画」では、その基本理念を「自立・共生・協働」と掲げています。この理念は、様々な地域課題を市民が主体となって解決（自立）するために、地域の環境や資源を生かしてお互いに支え合い（共生）、あらゆる関係者が連携して解決に努めること（協働）を踏まえた、福祉のまちづくりを目指すものです。

本市における福祉に関する分野別の計画は、この「宇和島市地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

前期計画においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らすことができる社会、自分らしく暮らすことができる社会を目指し「うわじま ノーマライゼーションプラン」という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

この基本理念は「宇和島市地域福祉計画」の基本理念にもつながるものであり、本計画においては、この基本理念を継承し、市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域全体で障がい者福祉施策の総合的な推進を図り、全ての障がい者が自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

● 基本理念 ●

うわじま ノーマライゼーションプラン

本計画においては、国、県の動きや本市における障がい者の現状やニーズ、また、新たな課題等を踏まえ、9つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに施策の展開を図ります。

【基本目標1】障がいへの理解促進と配慮

○障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、心のバリアフリーを推進し、全ての人々が共に生きることができる「共生社会」づくりを推進します。

【基本目標2】差別の解消及び権利擁護の推進

○障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し認め合い、偏見や差別のないまちづくりを推進します。

【基本目標3】情報アクセシビリティの向上

○誰もが、必要なときに情報を取得して利用できるよう、情報格差の解消を図り、安心して生活できる環境を整備します。

【基本目標4】保健・医療体制の充実

○疾病の予防や障がいの早期発見、早期対応を図ります。また、障がい者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉等の連携による相談支援体制の充実を図ります。

【基本目標5】地域生活への支援

○障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制や障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。

【基本目標6】雇用・就業への支援

○障がい者がその個性と能力を十分に発揮し、社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、就労に必要な支援を進めるとともに、雇用の促進を図ります。

【基本目標7】障がいのある子どもへの支援の充実

○障がい児とその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた支援体制を整備します。また、インクルーシブ教育を推進し、相互理解を促進します。

【基本目標8】社会参加の促進

○障がい者が地域の一員として地域社会に参加できるよう、移動を支援する取組を推進するとともに、文化芸術活動やスポーツに参加しやすい環境の整備を図ります。

【基本目標9】安全・安心な生活環境づくり

○住まいや施設、道路等のバリアフリー化の推進や防災、防犯対策の充実を図り、障がいがあっても地域で安全、安心に生活できる環境づくりを推進します。

2 施策の体系

■ 計画の基本理念 ■

うわじま ノーマライゼーションプラン

基本目標

施策の展開

【1】障がいへの理解促進と配慮

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 福祉に関する学びの場の充実
- 3 行政等における配慮

【2】差別の解消及び権利擁護の推進

- 4 障がいを理由とする差別の解消
- 5 権利擁護の推進

【3】情報アクセシビリティの向上

- 6 情報アクセシビリティの向上
- 7 意思疎通支援の充実

【4】保健・医療体制の充実

- 8 健康づくりと障がいの発生予防
- 9 保健・医療の充実
- 10 精神保健・医療の適切な提供
- 11 難病に関する保健・医療施策の推進

【5】地域生活への支援

- 12 住まいの確保
- 13 相談支援体制の充実
- 14 福祉サービス等の充実
- 15 経済的自立への支援

【6】雇用・就業への支援

- 16 障がい者雇用の促進
- 17 福祉的就労の底上げ

【7】障がいのある子どもへの支援の充実

- 18 療育体制の充実
- 19 発達障がいへの支援
- 20 インクルーシブ教育システムの推進

【8】社会参加の促進

- 21 移動しやすい環境の整備
- 22 文化芸術活動の充実に向けた環境の整備
- 23 スポーツに親しめる環境の整備

【9】安全・安心な生活環境づくり

- 24 福祉のまちづくり
- 25 防災対策の推進
- 26 防犯対策の推進

第2章 施策の展開

基本目標1 障がいへの理解促進と配慮

【施策の展開1】 広報・啓発活動の推進

全ての市民が、障がいや障がい者について正しく理解し、相手を思いやり認め合いながら人権を尊重する共生社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。そのため、多様な媒体や機会を活用した啓発や情報提供を行い、広く市民の理解を促進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
共生社会の啓発	●障がいの有無にかかわらず、支え合いながら社会で共に暮らしていくことができるよう、共生社会の理念や考え方について、市の広報紙やホームページ等を活用した啓発活動を推進します。	福祉課 人権啓発課
心のバリアフリーの啓発	●様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めるためコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進するために必要な啓発を、障がい者団体や事業者等と協力して推進します。	
障がいへの配慮への理解促進	●知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がいなど、外見からは分かりにくい障がいについて、市民への障がいの特性や必要な配慮等の理解の促進に努めます。	
バリアフリー設備等への理解促進	●点字、手話、視覚障がい者誘導用ブロック、身体障がい者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する市民の理解を促進するとともに、円滑な利用に必要な配慮等についての周知に努めます。	
啓発マーク等の普及	●障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマークなどについて情報提供を行い、普及及び理解の促進を図ります。	

【施策の展開2】福祉に関する学びの場の充実

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深められるよう、学校等の学習や活動に協力するとともに、生涯学習分野の事業と連携した学びの場の提供について、検討を進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
福祉学習や体験活動への協力	●児童生徒の障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるために、学校等で実施する福祉学習や体験活動に協力します。	福祉課
生涯学習分野の事業との連携	●生涯学習分野の事業との連携など、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための研修や学習機会の提供について検討を進めます。	

【施策の展開3】行政等における配慮

障がい者が、行政サービスの提供等を受ける際に、適切な配慮が行き届くよう、職員への理解の促進や環境の整備に努めます。また、司法手続きや選挙権の行使等についても、円滑かつ適切に行えるよう配慮に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
職員の障がいへの理解促進	●職員が障がい者に対する理解を深め、障がい特性に応じた適切な対応ができるよう研修等の充実について検討します。	福祉課 総務課 選挙管理委員会 各課
事務事業における社会的障壁の除去	●事務事業の実施に当たっては「障害者差別解消法」に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト、ハードの両面にわたり、必要な環境の整備を進めます。	
司法手続きへの支援	●障がい者が、司法手続きにおいて円滑な意思疎通を行うことができるように必要な支援を行います。	
投票しやすい環境づくり	●障がい者が、適切に選挙権を行使することができるよう、障がい特性に応じた情報提供に取り組むとともに、投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票しやすい環境づくりに努めます。	
再犯防止への支援	●矯正施設に入所する累犯障がい者等の円滑な社会復帰を促進するため、保護観察所等との連携により、出所後に必要なサービスを受けるための支援を行います。	

基本目標 2 差別の解消及び権利擁護の推進

【施策の展開 4】 障がい者を理由とする差別の解消

障がい者が差別を受けることなく、権利を尊重されながら日常生活や社会生活を送ることができるよう「障害者差別解消法」の周知や障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
「障害者差別解消法」の浸透	●国、県、障がい者団体等多様な主体との連携により「障害者差別解消法」の浸透に向けた広報や啓発活動に取り組みます。	福祉課
権利侵害等の防止支援	●障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談や紛争解決を図るための体制の充実に取り組みます。	
障がい者を理由とする差別の解消の推進	●「障害者差別解消法」や行政機関等の職員に対する「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」等に基づき、障がい者を理由とする不当な差別の取扱いの禁止や障がい者に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。	

【施策の展開5】 権利擁護の推進

障がい者が虐待等を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、権利擁護のための取組を推進します。また、成年後見制度利用支援事業や福祉サービス利用援助事業を広く周知し、利用を促進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
虐待の早期発見と未然防止	●「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」に関する積極的な広報や啓発活動を行うとともに「障害者虐待防止センター」において、虐待の早期発見と未然防止に努め、虐待を受けた障がい者及び擁護者を支援します。	福祉課 高齢者福祉課
成年後見制度の適切な利用促進	●成年後見制度の適切な利用の促進に向けて「成年後見制度利用促進基本計画」の策定や中核機関の設置について、関係部署と連携して取り組みます。	
成年後見制度利用支援事業の実施	●成年後見制度利用支援事業により、制度の利用に必要な経費を負担することが困難な場合に、費用の一部を助成することで、知的障がい者、精神障がい者の制度の適切な利用を促進します。	
福祉サービス利用援助事業の実施	●宇和島市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業を周知し、その利用促進を図ります。	

基本目標3 情報アクセシビリティの向上

【施策の展開6】情報アクセシビリティの向上

様々な情報を必要なときに手に入れることができるよう、障がいの特性に応じた効果的な情報の提供や情報伝達手段の充実を図り、情報のバリアフリー化を更に推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障がいの特性に対応した行政情報の提供	●行政情報の提供に当たっては、字幕や音声等の適切な活用や文字の大きさや字体、カラーユニバーサルデザインなどに配慮し、分かりやすい表現にするなど、多様な障がいの特性への対応に努めます。	福祉課 市長公室 各課
利用しやすい市ホームページの作成	●必要な情報をスムーズに取得し利用できるよう、アクセシビリティに配慮した利用しやすい市ホームページの作成に努めます。	
障がいの特性に配慮した情報伝達手段の充実	●関係団体等と連携し、音声版広報や点字版広報の提供など、必要な情報を確実に得られるように、様々な障がいの特性に配慮した情報伝達手段の充実を図ります。	

【施策の展開7】意思疎通支援の充実

必要な情報が障がい者にも分かりやすく伝わるよう、意思疎通支援の充実を図るとともに、担い手となる手話奉仕員の養成に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
意思疎通支援事業の実施	●意思疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳者や要約筆記奉仕員等を派遣する意思疎通支援事業を実施します。	福祉課
手話奉仕員養成研修の開催	●意思疎通支援の充実を図るため、手話奉仕員養成研修を開催し、人材の養成に努めます。	
障がい者のICT活用機会の拡大	●障がい者に対応した情報機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、日常生活用具給付等事業による情報・意思疎通支援用具の給付を行うことなどにより、障がい者のICT（情報通信技術）の活用機会の拡大を図ります。	

基本目標 4 保健・医療体制の充実

【施策の展開 8】健康づくりと障がいの発生予防

障がいの早期発見や早期療育につなげる体制の整備に努めます。また、障がいの原因となる疾病等の予防や適切な治療の支援に向け、関係機関との連携を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障がいの早期発見、早期療育	●妊産婦健康診査や乳幼児に対する健康診査、児童に対する健康診断、各種保健指導、周産期医療、小児医療等との連携を図ることにより、障がいの早期発見、早期療育につなげる体制の整備を目指します。	福祉課 保険健康課 学校教育課
生活習慣病の発症及び重症化予防	●生活習慣病の発症、重症化を予防するため、保健サービスとの連携を図ります。	
適切な治療への支援	●疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、関係機関との連携を促進します。	

【施策の展開 9】保健・医療の充実

障がい者が身近な地域で必要な医療等を受け、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を強化し、様々な支援に取り組みます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
医療やりハビリテーションの受診支援	●障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図ります。	福祉課 保険健康課 高齢者福祉課
障がいの重度化、重複化予防	●高齢化等による障がいの重度化、重複化を予防するため、保健、医療、介護等の関係機関との連携を図ります。	
自立支援医療費の助成	●障がい者の心身の状態の負担軽減を図り、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の助成を行います。	

取組名	取組内容	関係課
健康の保持、増進への支援	●障がい者の健康の保持、増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供について検討を行います。	福祉課 保険健康課 高齢者福祉課
歯科診療の受診支援	●保健分野と連携して、歯科診療を受けることが困難な障がい者に対する相談体制の充実を図ります。	
職員等の資質向上	●地域において健康相談等を行う職員等の資質向上を図るとともに、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図ります。	

【施策の展開 10】精神保健・医療の適切な提供

精神障がい者やその家族が地域の一員として安心して生活できるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、適切な医療の確保や地域生活支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	●精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、情報共有や連携を行う体制の構築に努めます。	福祉課 保険健康課
精神障がい者の適切な医療の確保	●精神障がい者の適切な医療の確保を図るとともに、相談支援体制の充実、社会復帰に対する支援など、地域生活支援の充実を図ります。	

【施策の展開 11】難病に関する保健・医療施策の推進

難病の患者やその家族の悩み、不安等の軽減を図ることができるよう、相談支援体制や難病等の特性に応じたサービス提供体制の充実に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
難病患者等への相談支援の充実	●難病患者及びその家族の療養や生活上の悩み、不安等の軽減を図るため、難病患者等に対する相談支援体制の充実に努めます。	福祉課
サービス等についての情報提供の強化	●日常生活用具や障害福祉サービス等についての情報提供の強化を図るとともに、難病等の特性に応じたサービスの提供体制の充実に努めます。	

基本目標5 地域生活への支援

【施策の展開 12】住まいの確保

障がい者の状況やニーズに応じた住まいの場を確保できるよう、住宅入居支援の充実を図るとともに、民間住宅への円滑な入居やグループホームの整備促進に取り組みます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
住宅入居支援の充実	●相談支援における住宅入居支援の充実を図るとともに、県居住支援協議会等と連携し、障がい者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るための取組を行います。	福祉課
グループホームの整備促進	●居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談等の支援を受けながら共同生活を行う、グループホームの整備の促進に取り組みます。	

【施策の展開 13】相談支援体制の充実

障がい者の地域における生活を支援するため、適切に福祉サービスが提供されるよう、分かりやすい情報提供と、障がい者本人の意思を尊重したきめ細かな相談支援を推進するとともに、相談支援体制の強化を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
自己決定を尊重した相談支援の推進	●自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、意思決定ガイドラインの周知や関係機関との情報共有により、本人の自己決定を尊重した相談支援の推進を目指します。	福祉課
相談支援の充実	●障がい者及びその家族が、身近な地域で障がい種別、年齢、状態等にかかわらず、適切な相談支援を受けることができる体制を関係機関と連携して構築します。	
相談支援の質の向上	●「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、県、相談支援事業所と連携しながら、相談支援の質の向上や相談支援体制の強化を図ります。	

取組名	取組内容	関係課
基幹相談支援センター等における支援	●基幹相談支援センター等機能強化事業の実施により、障がい者への総合的な相談支援や相談支援事業者への指導助言等を行います。	福祉課
ピアカウンセリング等の推進	●身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動の充実を図るとともに、ピアカウンセリング、ピアサポーター等の障がい者、家族同士が行う相談活動の推進を目指します。	
自立支援協議会の活動内容の充実	●自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、障がい者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。	

【施策の展開 14】福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、多様なニーズに対応した福祉サービス等の提供や日常生活に関する支援を進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障害福祉サービス等の充実	●障がい者が身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実に努めます。	福祉課
事業者の参入促進	●障がい者のニーズに応じたサービスを適切に提供するため、サービス提供事業者の参入促進に取り組みます。	
成人期に至るまでの切れ目のない支援の提供	●「障害児等通所支援事業施設あけぼの園」において実施する生活介護事業の拡充を図るなど、医療的ケアを含む常時介護を必要とする障がい者を支援します。また、日中活動を支える場や居住の場の確保を推進するとともに、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない支援の提供を目指します。	
円滑な介護保険制度への移行支援	●障がい者が65歳になった際、円滑に介護保険制度へ移行できるよう関係部署等との連携を図るとともに、障がい者が必要とするサービスを適切に利用できるよう支援します。	

取組名	取組内容	関係課
地域における生活支援の充実	●障がい者が安心して、地域で自立した生活を送ることができるよう、自立訓練や自立生活援助、地域相談支援等の提供体制の充実を図ります。	福祉課
地域生活支援拠点の整備	●障がい者の重度化、高齢化や親亡き後に対応するため、地域生活支援拠点の整備について引き続き取り組みます。	
福祉用具等の利用促進	●補装具・日常生活用具の給付等により、日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより利用の促進を図ります。	

【施策の展開 15】 経済的自立への支援

障がい者やその家族が安心して地域で生活を続けることができるよう、障害年金等受給制度の周知や市が所有、管理する施設の利用料減免等により、経済的な支援を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障害年金等受給制度の周知	●障害年金等の受給資格を有する障がい者が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金等を受け取ることができないことがないように制度の周知に努めます。	福祉課 各課
施設利用支援	●市が所有、管理する施設の利用に当たって、必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する減免等の措置を講じます。	

基本目標6 雇用・就業への支援

【施策の展開 16】障がい者雇用の促進

障がい者の社会参加と経済的自立に向け、関係機関と連携して、障がい者雇用の促進に努めるとともに、雇用前から雇用後の職場定着まで、一貫した支援を提供できるよう努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
一般就労への移行支援	●福祉、教育、医療等から一般就労への移行を推進するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで、一貫した支援を提供できるように努めます。	福祉課 総務課
障がい者雇用への理解促進	●企業等に各種助成金や支援制度についての周知を行うとともに、必要に応じて相談対応等を行うことにより、障がい者雇用への理解促進を図ります。	
多様な働き方への支援	●短時間労働、在宅就労、ICT（情報通信技術）を活用した働き方等の情報収集に努めるとともに、シルバー人材センターとの連携を図り、障がいの特性や年齢に応じた多様な働き方を選択できるように必要な支援に取り組みます。	
障がい者雇用の促進	●「障がい者活躍推進計画」等に基づき、市における雇用について継続した取組を行います。	
一般就労及び職場定着の促進	●一般就労及び職場定着を促進するため、就労移行支援、就労定着支援の提供体制の充実を図ります。	

【施策の展開 17】 福祉的就労の底上げ

公的機関において、障がい者就労施設等から物品や役務の調達に努めるとともに、障がい者就労施設等で提供可能な物品や役務の情報を提供し、市内における職場の確保を積極的に進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
優先調達の推進	●「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達に努めます。	福祉課 各課
障がい者就労施設等の受注拡大支援	●障がい者就労施設等の受注の拡大を図るため、提供可能な物品及び役務の情報提供を行うなど、関係機関と連携を図りながら取り組みます。	

基本目標 7 障がいのある子どもへの支援の充実

【施策の展開 18】療育体制の充実

障がい児やその家族が、身近な地域で一人一人の状況に応じて必要な支援を受けられるよう、療育支援体制の整備や事業の充実に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障がい児への子育て支援の充実	●障がい児やその家族が、身近な地域において「子ども・子育て支援法」に基づく給付や支援を受けることができる体制の整備に努めます。	福祉課
障害児通所支援等の充実	●在宅の障がい児が必要な支援を、身近な地域において受けることができるよう、障害児通所支援、障害福祉サービスや地域生活支援事業の拡充に努めます。	
療育支援体制の充実	●身近な地域における療育の場を確保するため、「障害児等通所支援事業施設あけぼの園」において実施する児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業について拡充を図るとともに、児童発達支援センターの整備を検討するなど、支援体制の強化、充実に努めます。	
医療的ケア児への支援	●医療的ケア児が、地域で包括的な支援が受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターの配置について検討を進めるとともに、個別ケースへの対応や関係機関との協議の場の開催などにより、保健、医療、福祉等関係機関の連携の促進に努めます。	
障がい児保育等の体制整備	●保育所や放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを進めるため、施設のバリアフリー化、保育士、支援員の確保などの体制整備に努めます。	

【施策の展開 19】 発達障がいへの支援

発達障がい者やその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、発達支援センターを整備するとともに、ライフステージに応じた支援を受けることができる体制を構築します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
発達支援センターの整備	●発達障がい者やその家族が、身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、発達障がいの相談に総合的に対応する発達支援センターを整備します。	福祉課
リレーファイル等の活用による発達障がい児への支援	●発達障がい児について、リレーファイル等の活用により、関係機関との情報共有を促進するとともに、関係機関が連携して幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた適切な支援を受けることができる体制を構築します。	

【施策の展開 20】 インクルーシブ教育システムの推進

早期からの相談支援体制の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず共に教育を受け、個々の教育的ニーズに的確に応える「インクルーシブ教育システム」の整備を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
インクルーシブ教育システムの整備推進	●個別指導計画や個別教育支援計画の活用により、障がいのある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう努め、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けることができるように取り組み、個々の教育的ニーズに的確に応える指導を受けることのできる「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の整備を推進します。	福祉課 学校教育課 教育総務課 保険健康課
合理的配慮の提供	●合理的配慮の提供に当たっては、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、設置者、学校と本人、保護者間で可能な限り合意形成を図った上で提供するように努めます。	

取組名	取組内容	関係課
早期支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●早期のうちに障がいに気づき、適切な支援につなげるため、関係機関との連携により、本人や保護者への早期からの相談支援体制の充実を図るとともに、情報共有を推進し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制の構築を行います。 	福祉課 学校教育課 教育総務課 保険健康課
教育的ニーズに応じた指導等	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材等の活用や学校施設のバリアフリー化を推進します。 	

基本目標 8 社会参加の促進

【施策の展開 21】 移動しやすい環境の整備

障がい者の地域での自立生活や社会参加を促進するため、外出や移動支援の充実に努めるとともに、移動に関する事業や制度等を周知します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
交通手段の確保	●コミュニティバスやデマンドタクシーの運行により、公共交通の空白地域における交通手段の確保に努めます。	福祉課 企画情報課
移動支援の推進	●宇和島市障害者タクシー給付事業をはじめ、各種交通機関における料金割引制度を周知し、障がい者の移動を支援するための取組を推進します。	
外出への支援	●重度の障がいや視覚障がいのため、外出が困難な障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、同行援護、移動支援事業を充実するための方策を検討します。	
行動援護提供体制の整備	●独りで行動することが著しく困難であって常時介護を要する障がい者を対象に、危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護の提供体制を整備するための方策を検討します。	

【施策の展開 22】 文化芸術活動の充実にに向けた環境の整備

障がい者が地域で豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動や様々な地域活動に参加しやすい環境の整備や支援に取り組みます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
文化芸術活動に参加しやすい環境整備	●関係機関と連携して情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた支援策を検討するなど、文化芸術活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	福祉課 文化スポーツ課

取組名	取組内容	関係課
地域社会活動への参加支援	●障がい者が、地域社会における様々な活動に参加するために必要な環境の整備や支援などについて、必要に応じて要請や取組への協力等を行います。	福祉課 文化スポーツ課
障がい者団体等への文化芸術活動支援	●障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対しての協力を継続して実施します。	

【施策の展開 23】 スポーツに親しめる環境の整備

障がいの有無にかかわらず、スポーツを楽しめる環境の整備や支援に取り組むとともに、スポーツ大会等への障がい者の参加促進を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
スポーツ活動に参加しやすい環境整備	●関係機関と連携して情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた支援策の検討など、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。	福祉課 文化スポーツ課
スポーツ大会等への参加促進	●県の障がい者スポーツ大会等に参加する団体や個人に対して支援を行うとともに、大会等に関する情報提供に努めるなど、障がい者の参加促進を図ります。	
障がい者団体等へのスポーツ活動支援	●障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対しての協力を継続して実施します。	

基本目標 9 安全・安心な生活環境づくり

【施策の展開 24】福祉のまちづくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全、快適に生活し、社会参加できるよう、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた施設の整備を促進するとともに、誰もが暮らしやすい空間やまちづくりを推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
公営住宅等入居への配慮	●公営住宅におけるバリアフリー化や入居促進に関する配慮などについて担当課との連携を図ります。	福祉課 建築住宅課 建設課 都市整備課 市民生活課
住宅改修等への支援	●住まいのバリアフリー化を推進し、居室内での快適な移動を確保するため、日常生活用具等給付事業により住宅改修や用具の設置について支援します。	
公共施設等のバリアフリー化の促進	●駅等の旅客施設において段差の解消、ホームにおける警告、案内ブロックの設置、障がい者の利用に配慮した車両の導入等のハード面の整備、促進と併せて、施設職員等の人的な対応や障がい特性に配慮した案内表示、情報提供の充実など、ハードとソフトの一体的なバリアフリー化が推進されるよう、必要に応じて要請や取組への協力等を行います。	
障がいに配慮した道路整備	●道路の整備において、歩道の段差、傾斜、勾配の改善、幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの整備が推進されるよう、必要に応じて要請や取組への協力等を行います。	
ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の促進	●公共施設の整備に当たっては「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」等に基づき、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行うとともに、民間施設の整備に当たっても、障がい者に配慮するよう、関係法令の周知、啓発を行います。	
障がい者支援団体等への協力	●NPO法人、ボランティア団体、障がい者も含む多様な主体による障がい者のための取組を促進するため、活動に協力するとともに、必要な支援策等について検討を行います。	

【施策の展開 25】 防災対策の推進

関係機関と連携して、防災に対する意識の向上に努めるとともに、一人で避難することが難しい障がい者や高齢者等への情報伝達や避難支援体制の整備を進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
災害時の避難支援	●「宇和島市地域防災計画」に基づき、障がい者や高齢者等の災害時に配慮が必要となる人について、必要な情報の把握に努め、迅速に安否確認及び避難支援を行うことができる体制の確立を推進します。	福祉課 危機管理課 高齢者福祉課
災害時等の円滑な情報伝達	●災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、情報伝達が困難な障がい者に適切に必要な情報を伝達できる体制の整備に努めます。	
避難行動要支援者名簿等を活用した避難支援	●災害時に支援が必要な障がい者について、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援ができるよう、制度の周知を行うとともに、関係機関との連携により、個別の避難支援計画の策定を推進します。	
防災訓練等への参加促進	●関係機関と連携して、障がい者の防災意識の向上を図るとともに、防災訓練等への参加が促進されるような体制の整備に努めます。	
避難所における支援	●避難所で障がい者が必要な支援を受けることができるよう福祉避難所の指定、必要な物資の確保などを行うとともに、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保等について検討していきます。	
要配慮者への避難支援体制の整備	●浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を支援します。	

【施策の展開 26】 防犯対策の推進

事故の場合などの緊急通報について、利用の促進を図るとともに、犯罪等に巻き込まれないよう、防犯体制を整えます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
緊急通報の利用促進	●事故等に見舞われた際の、ファックス、メール、携帯電話等による緊急通報について利用促進を図ります。	福祉課 市民生活課
防犯対策の促進	●障がい者支援施設等において安心して生活できるよう、防犯に係る安全確保のための施設整備や点検等を促進するための取組に協力します。	
消費者トラブルの未然防止	●情報提供や相談支援を充実させることにより消費者トラブルの未然防止に努めるとともに、トラブルが発生した場合には速やかに消費者窓口と連携を図り、その解決を支援します。	